

AEAJ ボランティア活動支援制度 申請要項

公益社団法人 日本アロマ環境協会(AEAJ)

<制度趣旨概要>

AEAJ 個人正会員または法人登録会員がアロマセラピーを活用したボランティア活動を個人で行う場合の支援制度です。既にアロマセラピーを活用したボランティア活動を実践しているが、現状では継続が困難、活動を拡張したいと考えている会員に対して、以下の条件を満たす場合、活動に必要な資材費の支援を行います。

<申請にあたって>

1. 条件

- ① 申請者は原則として個人正会員または法人登録会員であること。
※法人正会員(法人登録会員)の場合、法人の職員としてではなく、個人としての活動と認められる場合は、支援の対象となります。
※個人正会員であっても、属する企業の活動とみなされる場合は支援対象外となります。
- ② 活動内容は AEAJ の趣旨に沿ったアロマセラピーの実践であること。
- ③ 活動内容は活動メンバーの資格に応じたものであること。
※AEAJ 認定資格未取得の方は、アロマセラピー以外の活動(準備や傾聴など)のみ参加可能とします。
- ④ 活動は無償で、申請時点で既に 1 施設につき毎月 1 回以上(原則として)かつ 6 ヶ月以上継続していること。また今後も継続予定であること。
- ⑤ 活動実施施設は第 3 者が運営していること(非営利であっても、自らが主宰する施設等およびサークル活動のような各種自主運営活動への支援は対象外)。
- ⑥ 当制度の趣旨を理解し、当該活動について利益活動と結び付けないこと。
- ⑦ 活動メンバー全員がボランティア保険に加入していること。
- ⑧ 活動報告を定期的(3 ヶ月に 1 度)に AEAJ へ提出すること。

資格と活動内容について(補足)

AEAJ は、各資格ごとに当該資格認定の能力基準および当該資格に応じたアロマセラピー活動の内容を明示することにより、会員に対し認定資格に見合ったアロマセラピー活動を推奨しています。

2. 支援内容

- ◆申請:年間 1 名ないし 1 グループにつき 1 回
- ◆材料費支援の上限:1 万円(税込)
- ◆支援対象資材:下記以外は支援対象にはなりませんのでご注意ください。
 - ・精油:アロマセラピー検定公式テキスト 1 級に記載の 30 種
 - ・植物性油性基材:12 種(アボカド油、オリーブ油、グレープシード油、ココナッツ油、小麦胚芽油、スイートアーモンド油、セサミ油、月見草油、ツバキ油、マカデミアナッツ油、ホホバ油、植物性スクワラン)

2. 申請受付期間

- A:1 月 ~ 2 月末 (4 月支援開始)
B:7 月 ~ 8 月末 (10 月支援開始) } 受付期間を SNS と NEWS でお知らせいたします。

3. 申請に必要な書類

- ① 申請書
- ② ボランティア実施施設のパンフレットまたは施設概要
- ③ ボランティア保険加入の証明となる書類(コピー) ※活動メンバー全員分

以上 3 点を郵送にて送付

4. 申請～承認～支援までの手順

- ① AEAJ 公式サイトより申請要項(本紙)をダウンロードし、申請条件を確認。
- ② 必要書類(上記 3 申請に必要な書類を参照)を郵送にて提出。
- ③ AEAJにて申請内容を審査(承認後、承認通知書を申請者へ E-Mail または郵送)。
- ④ 活動実施後、AEAJ公式サイトより活動記録シートをダウンロードし、3 カ月に 1 度まとめて提出。
- ⑤ 支援期間最終月の活動実施後、AEAJ 公式サイトより期末報告書・精算書をダウンロードし、郵送にて提出。
※領収書添付のため、E-Mail および FAX 提出不可。
- ⑥ AEAJにて活動の状況、期末報告書・精算書の内容を確認後、振込み指定先へ入金。

5. 活動報告について

- ・ボランティア実施毎に活動記録シートにご記入いただき、3 ヶ月に 1 度まとめて E-Mail または郵送にて提出してください。
- ・期末報告は、期末報告書と精算書の必要項目を記入の上、郵送にて提出してください。期末報告書には活動施設担当者の内容確認と署名が必要になります。
- ・医療行為、医療類似行為および誤解を招くおそれのある活動内容は行わないでください。
※医療従事者であっても、本支援制度のボランティア活動としては行わないでください。
- ・活動内容が不適切と判断された場合は、指導を行う場合があります。その際は、指導に沿った活動に変更してください。場合によっては、支援を中止することがあります。

6. 支援に関する詳細について

- ・年度内支援予算額に達した際、次年度での支援へ見送らせていただく場合があります。
- ・各期末の指定日までに期末報告書と精算書、材料費の領収書をご提出ください。
- ・申請書と活動報告書、精算書の内容に基づき AEAJ よりお支払いします(活動終了後に一括支払い)。
- ・領収書の宛名が「AEAJ」または「(公社)日本アロマ環境協会」になっていない場合、お支払いの対象になりませんのでご注意ください。
- ・領収書の発行者が申請者の場合、お支払いの対象になりませんのでご注意ください。
- ・支援開始日以降に使用する材料の領収証をご提出ください。
※領収証の日付は支援開始日以前のものでも構いません。

7. 支援の継続について

- ・翌年度も同内容の活動支援を希望する場合は、「3.申請に必要な書類」一式を再度ご提出ください。
- ・継続の申請希望の場合でも、支援期間の活動が不適切と判断された場合は、継続できない場合があります。

<本件お問い合わせ先>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 21 番 12 号 S-FRONT 代々木 7 階
AEAJ 事務局 ボランティア支援部会担当 宛
Tel:03-6384-2861/FAX:03-6384-2864
E-Mail: volunteer@aromakankyo.or.jp